

平成22年2月1日

各 位

日本公認会計士協会

会員・準会員情報の漏えいについて

当協会におきまして、当協会の支部である四国会所属の会員・準会員の個人情報の漏えい事案が発生いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

当協会は、その業務上情報管理の徹底が求められる公認会計士を指導・監督する立場にありながら、このような事案が発生したことについて非常に遺憾であり、今後は更なる管理体制の強化に努めるとともに、再発防止の徹底を図ってまいります。

なお、現時点では、漏えいした情報を不正に使用された等の事実は確認されておりません。

記

1. 漏えいした情報

平成21年6月30日時点で当協会の支部である四国会に所属していた会員及び準会員（179名）の住所録（氏名、生年月日、住所等記載）

2. 漏えいした状況とその原因

四国会が開設しているウェブサイトにおいて、「住所録」のPDFファイルが手違いにより掲載され、一般に閲覧可能な状態となりました。

なお、かかる状態は、平成21年7月21日から本年1月8日まで継続いたしました。

3. 漏えい事案を了知した後の当協会の対応

当協会では、本件について本年1月5日に了知いたしました。

その後、当協会では、事実関係を調査するとともに、PDFファイルのウェブサイトからの削除を行い、同月8日には一般には閲覧不能の状態といたしました。

また、本件について、「住所録」記載の会員・準会員に対して事実関係の通知及びお詫びを文書にて行いました。

4. 再発防止のための措置

当協会では、改めて、個人情報保護に関する意識の啓発を図るため、次の事項を行うことといたしました。

- (1) 役職員に対し、個人情報保護に関連する法制度及び当協会の内部規程について、改めて周知徹底すること。
- (2) 役職員に対し、個人情報保護に関連する法制度に関する具体的な運用等について、外部の専門家による教育を実施すること。
- (3) 会員・準会員に係る個人情報の管理について、支部における取扱いを見直すことといたしました。具体的には、支部独自での住所録等の作成・配付を制限することといたしました。

以 上